



令和6年12月3日 第164号

にしアライ

発行 (一社)西新井青色申告会

〒123-0842

足立区栗原1-6-20

TEL 03-3885-4105(代)

FAX 03-3885-4148

<https://nishiaraiairo.or.jp>



✿おたん✿

令和6年度 納税表彰



西新井税務署長表彰

松下利博(西新井) 左から3番目

桐山哲二(鹿浜) 左から2番目

島田千枝子(関原) 右から1番目

西新井税務署長感謝状

森下久男(鹿浜)

高橋朋之(西新井) 右から2番目

水野孔男(西新井) 左から1番目



都税事務所長感謝状

坂本紀恵子(梅田)



(順不同・敬称略・かっこ内はエリア名です)

【次回のメール便は2月中旬発送予定です。】



◆◆ 西新井税務署からのお知らせ ◆◆

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、
申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこと**としました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



定額減税の対象となる配偶者・扶養親族

令和6年分の確定申告の際に、定額減税額が精算され又は定額減税が実施されます。制度については令和6年6月号の税の相談コーナーに掲載されていますが、ここでは定額減税額の計算のための人数に含める人の説明をさせていただきます。

I. 定額減税対象者・定額減税額

令和6年6月号と同じ内容です。

[定額減税対象者]

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）です。

※注 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は2,015万円以下です。

[定額減税額]

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| 1. 本人（居住者に限ります。） | 30,000円 |
| 2. 同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります。） | 1人につき30,000円 |
- ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

II. 居住者である本人

令和6年分所得税の納税者である居住者は定額減税対象者（所得要件あり）です。その人は定額減税額の計算のための人数に含めてください。

III. 居住者である同一生計配偶者

令和6年12月31日（納税者が年の中途で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、納税者と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色申告者の事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、年間の合計所得金額が48万円以下の居住者をいいます。

同一生計配偶者・源泉控除対象配偶者・控除対象配偶者を整理しますと次のようになります。

区分	本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額
同一生計配偶者	なし	48万円以下
源泉控除対象配偶者	900万円以下	95万円以下
控除対象配偶者	1,000万円以下	48万円以下

源泉控除対象配偶者のうち合計所得金額が48万円以下の人は同一生計配偶者に該当します。

控除対象配偶者は同一生計配偶者に該当しますが、それぞれは納税者本人の所得要件に違いがあります。

居住者である同一生計配偶者は定額減税額の計算のための人数に含めてください。

IV. 居住者である扶養親族

令和6年12月31日（納税者が年の中途で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、納税者と生計を一にする配偶者以外の親族、養育委託児童、養護委託老人（いずれも青色事業専従者等を除きます。）で、年間の合計所得金額が48万円以下の居住者をいいます。

扶養親族・控除対象扶養親族を整理しますと次のようになります。

区分	扶養親族の合計所得金額	年齢要件
扶養親族	48万円以下	なし
控除対象扶養親族	48万円以下	16歳以上（非居住者の年齢要件は異なります。）

控除対象扶養親族は扶養親族に該当しますが、それぞれは年齢要件に違いがあります。

居住者である扶養親族（年齢要件なし）は定額減税額の計算のための人数に含めてください。

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。



	12月27日(金)	12月28日(土) ～1月5日(日)	1月6日(月)
都税の納付	○	✗ ^{*1}	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。 ^{*2}	○
証明書等の発行	○	✗	○

○：ご利用できます ✗：ご利用できません

*1 閉店期間でも、金融機関等の窓口やペイジー対応の ATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。また、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご活用ください。

*2 自動車税事務所、支庁を除く。

【お問合せ先】 足立都税事務所 03-5888-6211（代表）

【税の無料相談について】

東京税理士会西新井支部では、毎週月曜日午後1時40分から4時まで(お一人30分)、(一社)西新井青色申告会会員の方を対象に「税の無料相談」を実施しております。ご希望の方は、申告会事務局までご連絡ください。

(注) 1相談につき1回のみとなります。また、1~3月は申告期のため、お受けできない場合がございます。



【無料法律相談のご案内】

下記日程にて無料法律相談を開催いたします。電話予約のうえお気軽にご利用ください。なお、幅広い法律相談に対応いたしますが、準備の都合上、予約の際に相談内容を簡単にお知らせください。

日 時 各月第3週水曜日 午後2時から(相談時間お一人30分以内)

相談担当 第二東京弁護士会所属 安藤裕通弁護士

※令和7年1月以降の相談会場は、青色申告会館ではなく、『足立とねり法律会計事務所』になる予定です。詳細はお申し込みの際ご確認ください。

悩みごとの解決策の一つとして、お申し込みください。



【日本政策金融公庫融資相談のご案内】

令和6年11月～令和7年3月までは、申告会での相談はありません。

直接、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

TEL 0570-032-371

※ご相談は、担当者が個別に承ります。

「署長講演会」開催

講師：西新井税務署長 石塚伸弘殿

10月22日(火)西新井法人会主催、税を考える週間のイベントとして、石塚伸弘西新井税務署長を講師に迎え、「島根県～そして税～」と題し講演会が開催されました。

まず、大東税務署長として昨年1年間赴任された島根県のお話でした。観光大使さながらに、たたら製鉄や割子そば、ドラマ「VIVANT」のロケ地など、魅力たっぷりに島根県の良さをお話いただきました。最後に、これからの大東税務行政として、DXに伴う利便性についてご説明いただき、イータックスやキャッシュレス納付など、ぜひチャレンジをしてほしい、ひとりでも多くの方に利用してもらいたいとお話されていたことが印象的で、当会としても引き続きデジタル化に対応できるよう努めなければならないと、改めて感じた講演会でした。



「税を考える週間イベント」 10月6日(日) 街頭広報イベントを開催



⛳ 第55回 ゴルフコンペ

令和6年10月18日(金)、茨城県稲敷市にある、アスレチックガーデンゴルフクラブにおいて、ゴルフコンペが開催されました。

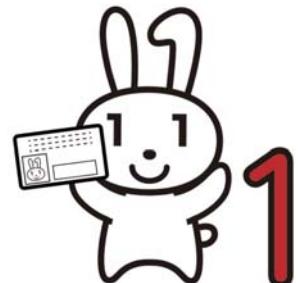


(一社)東青連女性部「第4ブロック定例会」

9月4日(水)、(一社)東青連女性部「第4ブロック定例会」を開催しました。今回、当会が会場となり、第4ブロック所属の女性部5会の方々にお集まりいただき、各会の趣向を凝らしたイベントや、勉強会などの話を聞き、とても有意義な情報交換をすることができました。定例会終了後には、西新井大師の散策を行い、普段なかなか参拝できない、不動堂にもご案内していただき、貴重な時間を過ごせました。



**マイナンバーカード
取得のおすすめ！**



2ページに掲載の通り、令和7年1月から申告書等の控えへの取扱日付印の押なつが行われなくなります。そのため、当会ではe-Taxを推奨しています。

現在、マイナンバーカードについては、e-Taxでの利用の他、健康保険証(マイナ保険証)としてもご利用できるようになっていますが、今後、マイナ保険証を基本とするしくみに移行するため、以下の点が変更されます。

1. 現在の健康保険証は、令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなります。
2. お手元の健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます。

また、運転免許証についても令和7年3月24日より「マイナ免許証」の運用が開始されます。

まだ、マイナンバーカードをお持ちでない方は、ご家族も含め、取得のご検討をお勧めいたします。

青色申告会のアプリが便利 ➡



最新情報・会員証・会報等が、スマホひとつでいつでも見れる！

※初期設定で登録するメールアドレスとパスワードが分かればどの端末（別のスマートフォン・タブレット・PC等）からでも見ることができます。
※一会員につき、一メールアドレス必須！

一部の相談会の予約が可能！

会員証が表示できる！

アプリの特徴

最新情報をいち早くお届け！

会報がデジタルで閲覧可能！

ダウンロード手順

●検索してダウンロード

App Store または
Google Play で

青色申告会

検索

App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう



●ダウンロードに係るデータ通信料等は 利用者負担となります。

●PC の場合は下記の URL からご利用ください。

<https://aoiro-app.com/user/user-login/login?assoc=32>

<ダウンロード後の初期登録作業>

※2回目以降はログアウトしない限り表示されません。

①ダウンロード後 TOP
画面にアイコンが表示さ
れるのでタップしてくだ
さい。



②所属する青色申告会を
選択します。



→「東京」

→「西新井」

決定

③ログイン画面にて新規会員
登録をタップします。



④ログイン情報を登録します。

■ メールアドレス [必須] 例: airo@aoiro-app.com
■ パスワード [必須] 8~30文字を入力
■ パスワード再入力 [必須] パスワードを再入力
■ 会員番号 [必須] 例: 123

今後、会報に関してはア
プリで閲覧し、郵送での
会報は不要としてよろし
いですか？

※集計表等こちらが必要と判
断した書類は別途送らせて頂
きます。

基本「いいえ」
でお願いしま
す。
「はい」にし
ても郵送され
ます。

はい

いいえ

※iphoneの方は、通知を受ける画面が表示された場合は、『受ける』にして頂くようお願い致します。



東京都内の青色申告会会員限定

「サンクス・フェスティバル」パスポート のお知らせ



実施期間 令和7年1月6日(月)～3月14日(金)

*実施期間中全日

対象パーク (1デーパスポート)

東京ディズニーランドまたは東京ディズニーシー

対象日の1デーパスポート料金より

大人500円お得、中人400円お得、小人300円お得

購入方法

東京ディズニーリゾート・オンライン予約・購入サイトのみ



東京ディズニーリゾートカードホルダーアップル利用者専用サイトにアクセスして、詳細画面より、専用サイトにお進みください。パスワード等は、申告会へお問い合わせください。



口座振替のご案内

※再振替はありません。

ジョブカン青色申告 (通帳印字カイケイソフト)	振替日
大樹収納サービス	1月6日

青色共済 (通帳印字アオイロキョウサイ)	振替日
大樹収納サービス	1月6日
足立成和信金	1月6日
城北信金	1月6日

※ 通帳が残高不足にならないようにご注意ください。

※ 足立成和・城北信用金庫をご利用の方で、収納会社変更に伴い再度お手続きをいただいた方は、書類お預かりの時期により、振替が間に合わない場合がございます。ご了承ください。

【本年中の通常業務は、12月23日(月)で終了させていただきます。】